

第59回 招集ご通知

定時株主総会

開催日時

平成28年6月16日(木曜日) 午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所

名古屋市東区葵一丁目19番30号
マザックアートプラザ4階会議室

決議事項

- | 第1号議案 剰余金の処分の件
- | 第2号議案 定款一部変更の件
- | 第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件
- | 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- | 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
- | 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- | 第7号議案 株式報酬制度に係る報酬等の額決定の件

目次

第59回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	3
議決権行使についてのご案内 (添付書類)	22
事業報告	24
連結計算書類	49
計算書類	53
監査報告書	56

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、本年4月1日に、清水正久が代表取締役会長CEOに、恒川穰が代表取締役社長執行役員COOに就任し、新たな経営体制のもとでスタートいたしました。新体制のもと、これまで培ってきた価値観を継承し、全社一丸となって、取り組んでまいります。

当期におきましては、5か年の中期経営計画「TRANCOM VISION 2020」を策定し、オールランコムでグループ一枚岩となって連携し、質の高い機能を果たす、強い企業グループの確立を目指して取り組んでおります。「わたしたちは期待される存在でありたい」という企業理念のもと、人材・パートナー・ICTの3つを成長の軸に、環境変化に柔軟に対応できる体制を引き続き強化し、着実に成果をあげてまいります。

今後も一層のご支援ご厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役会長 CEO 代表取締役社長執行役員 COO

清水正久 恒川穰

ランコムグループ 企業理念

わたしたちは期待される存在でありたい

お客様・取引先様はもちろん、社会・従業員・家族すべてから期待される存在を目指します
相手の視点に立って物事を考え、挑戦することにより、期待に応える企業を目指します

株主各位

(証券コード:9058)

平成28年6月1日

名古屋市東区葵一丁目19番30号

トランコム株式会社

代表取締役社長執行役員

恒川 稷

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットなどの電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、22～23ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、平成28年6月15日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時	平成28年6月16日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2.場 所	名古屋市東区葵一丁目19番30号 マザックアートプラザ 4階会議室(巻末の会場ご案内図をご参照ください。)
3.目的事項	<p>●報告事項</p> <p>1.第59期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2.第59期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件</p> <p>●決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第7号議案 株式報酬制度に係る報酬等の額決定の件</p>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ホームページ(<http://www.trancom.co.jp>)に掲載させていただきます。

インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記となります。

IR情報

<http://www.trancom.co.jp/ir>

第1号議案

剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

第59期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当連結会計年度の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

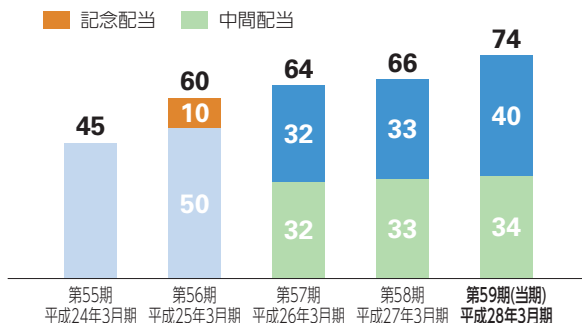
- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 40円
総額 389,261,240円
なお、中間配当金として1株当たり34円をお支払いしておりますので当期の年間配当金は、1株当たり8円増配の74円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月17日

(ご参考)

■ 1株当たり年間配当金の推移 (単位：円)



2. その他の剰余金処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、更なる事業成長のための投資等に備えるため、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 3,000,000,000円

- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。)によって、株式会社の新たな機関設計の選択肢として、監査等委員会設置会社が認められております。

当社は、監査等委員会を設置することによって、取締役会の監督機能のより一層の強化と、監督と業務執行の分離による迅速な意思決定を実現し、コーポレート・ガバナンスの実効性をより高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2)改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条第2項(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(3)上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (新設)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) 第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

現行定款	変更案
<p>第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 第5条～第7条 (条文省略)</p> <p>第8条 (単元未満株主の売渡請求) 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと (以下、「買増し」という。) を当会社に請求することができる。</p> <p>第9条 (単元未満株主の権利制限) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 (新設)</p> <p>第11条 (株式取扱規程) 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び株主の権利行使に際しての手続きについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項に関わらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p>(1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>第9条 (単元未満株主の買増し) 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと (以下、「買増し」という。) を当会社に請求することができる。</p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に定める請求をする権利</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第12条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会 第13条 (定時株主総会の基準日)</p>

現行定款	変更案
<p>第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 (招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 (条文省略)</p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p>第17条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を持って行う。</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条 (取締役会の設置) 当会社は取締役会を置く。</p> <p>第20条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (取締役の選任方法) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (条文省略) (新設)</p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条 (招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (削除)</p> <p>第20条 (取締役の員数) 当会社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、10名以内とする。 2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第21条 (取締役の選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2～3 (現行どおり) 4 <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠とし</u></p>

現行定款	変更案
<p>第23条（代表取締役及び役付取締役） 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ、取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 (新設)</p> <p>第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項の招集通知は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、これを省略することができる。</p> <p>第26条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (新設)</p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>て選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条（代表取締役及び役付取締役） 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から、代表取締役を選定する。 (削除)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から、取締役社長1名を定め、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 前項の定めにかかわらず、<u>監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項の招集通知は、<u>取締役の全員の同意があるときは、これを省略することができる。</u></p> <p>第26条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 前項の決議について<u>特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第28条（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>第29条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第30条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第30条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第31条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第31条（取締役の責任免除） (条文省略) 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>第32条（取締役の責任免除） (現行どおり) 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 第32条（監査役及び監査役会の設置） <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>第33条（監査役の数） <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条（監査役の選任方法） <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第37条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある時は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第38条（監査役会の決議の方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第39条（監査役会の議事録） <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第40条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第41条（監査役報酬等） <u>監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第42条（監査役責任免除） <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 第33条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第34条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 前項の招集通知は、監査等委員の全員の同意があるときは、これを省略することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第35条（監査等委員会の決議の方法） <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第36条（監査等委員会の議事録） <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第37条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第6章 会計監査人 第43条 (会計監査人の設置) 当会社は会計監査人を置く。</p> <p>第44条～第45条 (条文省略)</p> <p>第46条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算 第47条 (条文省略)</p> <p>第48条 (期末配当金) 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>第49条 (中間配当金) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第50条 (期末配当金等の除斥期間) 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p>第7章 その他 第51条 (制定・改廃) この定款の制定・改廃は、取締役会が起案し、株主総会の決議をもって行なう。</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人 (削除)</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算 第41条 (現行どおり)</p> <p>第42条 (期末配当) 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下、「期末配当」という。)をすることができる。</p> <p>第43条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当 (以下、「中間配当」という。)をすることができる。</p> <p>第44条 (配当金の除斥期間等) 期末配当及び中間配当にかかる金銭 (以下、「配当金」という。))が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>付則 第1条 (監査役の実任免除に関する経過措置) 当会社は、取締役会の決議によって、監査役であった者の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

第3号議案

監査等委員でない取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1**

しみず
清水

まさひさ
正久 (昭和25年6月23日生)

所有する当社株式の数 30,300株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年 7月 愛知小型運輸株式会社(現ラネット株式会社)入社
 平成元年 6月 当社取締役
 平成 6年 6月 当社常務取締役
 平成12年 4月 当社専務取締役
 平成17年 6月 当社代表取締役社長執行役員
 平成28年 4月 当社代表取締役会長 CEO(現任)

取締役候補者とした理由

候補者は、優れた先見性と強力なリーダーシップを発揮して会社を牽引し、当社を特長ある物流会社に成長させてまいりました。その実績を踏まえ、平成28年4月からは、代表取締役会長 CEOとして、引き続き、経営のリーダーシップを執っております。今後においても、経営方針や企業戦略の意思決定並びに業務執行の監督など経営の最高責任を担うべく、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

つねかわ
恒川ゆたか
穰

(昭和36年4月29日生)

所有する当社株式の数 2,900株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成20年 1月 当社入社
 平成21年 8月 当社執行役員 経営企画グループ マネージャー 兼 総務人事グループ担当
 平成22年 6月 当社執行役員 管理部門担当
 平成23年 6月 当社取締役執行役員 管理部門担当
 平成24年 4月 当社取締役常務執行役員 管理部門担当
 平成27年 3月 当社取締役常務執行役員 管理・システム部門担当
 平成28年 4月 当社代表取締役社長執行役員 COO (現任)

取締役候補者とした理由

候補者は、入社以来、経営企画、管理・システムの各部門に携わるなど、幅広い業務経験を積み重ね、当社事業の成長を支えるとともに、経営の質的な改革を推し進めてまいりました。平成28年4月からは、代表取締役社長執行役員 COOとして、中期経営計画である「TRANCOM VISION 2020」の実現に向けて邁進しております。引き続き、その業務執行の責任を担うべく、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

おおさわ
大澤たかし
隆

(昭和47年7月23日生)

所有する当社株式の数 4,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 9年 7月 当社入社
 平成17年 6月 当社執行役員 物流情報サービスグループ 統括マネージャー
 平成23年 6月 当社取締役執行役員 物流情報サービスグループ 統括マネージャー
 平成23年12月 株式会社エムエスケイ (現トランコムITS株式会社) 代表取締役社長 (現任)
 平成24年 4月 当社取締役常務執行役員 物流情報サービスグループ担当
 平成28年 4月 当社取締役専務執行役員 事業統括 (現任)

【重要な兼職の状況】

トランコムITS株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

候補者は、入社以来、強力なリーダーシップを発揮し、物流情報サービス事業を当社のコア事業へと大きく成長させてまいりました。その実績を踏まえ、平成28年4月からは、取締役専務執行役員 事業統括として、グループ事業全体の更なる拡充に向けた経営改革を推し進めております。引き続き、当社事業全体の適正な推進と監督を担うべく、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4**

じんの やすひろ
神野 裕弘

(昭和46年3月8日生)

所有する当社株式の数 1,300株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 7年 3月 当社入社
 平成17年 6月 当社執行役員 運輸グループ 統括マネージャー
 平成24年 2月 当社執行役員 ロジスティクスマネジメントグループ 事業統括
 平成26年 1月 当社執行役員 ロジスティクスマネジメントグループ担当
 平成26年 6月 当社取締役執行役員 ロジスティクスマネジメントグループ担当
 平成28年 4月 当社取締役上席執行役員 ロジスティクスマネジメント第1グループ担当
 兼 物流情報サービスグループ担当(現任)

取締役候補者とした理由

候補者は、入社以来、貨物運送事業、ロジスティクスマネジメント事業に携わり、幅広い領域で責任者を歴任してまいりました。その豊富な業務経験と実績を踏まえ、平成28年4月からは、取締役上席執行役員として、ロジスティクスマネジメント事業の更なる拡充に向けた指揮を執るとともに、同事業と物流情報サービス事業との連携を進めることによる事業領域の拡大に向けて注力しております。引き続き、当社事業の推進を担うべく、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 **5**

たけべ あつのり
武部 篤紀

(昭和49年7月30日生)

新任

所有する当社株式の数 76,600株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成11年 7月 当社入社
 平成15年 2月 当社ロジスティクスマネジメントグループ 第1ブロック ブロック長
 平成22年 2月 当社経営企画グループ マネージャー
 平成26年 4月 広州特蘭富力運輸有限公司 副総経理として出向
 平成27年11月 当社海外グループ ゼネラルマネージャー
 平成28年 4月 当社執行役員 海外グループ担当
 兼 広州特蘭富力運輸有限公司 董事長(現任)

【重要な兼職の状況】

広州特蘭富力運輸有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

候補者は、入社以来、ロジスティクスマネジメント事業、経営企画、海外への事業展開等に携わり、幅広い経験を積み重ねてまいりました。その実績を踏まえ、平成28年4月からは、執行役員として海外事業を統括しております。今後は、その幅広い職務経験や知見を経営に活かすべく、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(注)各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

ながみね
長嶺ひざとし
久敏

(昭和23年3月30日生)

新任

所有する当社株式の数 3,300株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和42年 1月 愛知小型運輸株式会社（現ラネット株式会社）入社
 平成 6年 6月 当社取締役事業部長
 平成18年10月 当社取締役執行役員 営業統括・渉外担当
 平成21年 6月 当社取締役執行役員 東京駐在
 平成24年 6月 当社常勤監査役（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は、入社以来、事業部門を中心に経験を重ね、長年、当社取締役として経営に関与し、当社の成長に貢献してまいりました。また、平成24年6月に常勤監査役に転じてからは、経営に対して積極的に意見や提言等を行うなど、当社の経営ガバナンスの向上に貢献しております。当社が監査等委員会設置会社に移行後は、監査等委員である取締役として、同氏の経験等を活かし、経営の監査等を行うに適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2**

かわむら
川村

かずお
和夫

(昭和28年2月13日生)

新任

社外

所有する当社株式の数 一株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年 4月 名古屋弁護士会登録
昭和58年 4月 川村法律事務所所長(現任)
平成24年 6月 当社社外監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

川村法律事務所 所長

社外取締役候補者とした理由

候補者は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しております。平成24年6月からは、当社の社外監査役として、法的側面からの視点も踏まえ、積極的に意見・提言等を行っており、当社の経営ガバナンスの向上に貢献しております。当社が監査等委員会設置会社に移行後は、監査等委員である社外取締役として、同氏の経験等を活かし、経営の監査等を行うに適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由及び約4年にわたり当社の社外監査役として当社経営の健全性確保に貢献してきたことなどから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 **3**

はやかわ
早川

やすひさ
恵久

(昭和26年2月10日生)

新任

社外

所有する当社株式の数 一株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和44年 4月 名古屋国税局入局
平成16年 7月 鳥栖税務署長(福岡国税局)
平成18年 7月 国税庁長官官房名古屋派遣首席国税庁監察官
平成21年 7月 名古屋国税局課税第二部部长
平成23年 8月 名古屋税理士会岐阜北支部税理士登録
平成23年 9月 早川税理士事務所所長(現任)
平成24年 6月 当社社外監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

早川税理士事務所 所長

社外取締役候補者とした理由

候補者は、税理士としての専門的知識と豊富な経験を有しております。平成24年6月からは、当社の社外監査役として、会計及び税務の側面からの視点も踏まえ、積極的に意見・提言等を行っており、当社の経営ガバナンスの向上に貢献しております。当社が監査等委員会設置会社に移行後は、監査等委員である社外取締役として、同氏の経験等を活かし、経営の監査等を行うに適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由及び約4年にわたり当社の社外監査役として当社経営の健全性確保に貢献してきたことなどから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 2 川村和夫氏及び早川恵久氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 責任限定契約について
当社は、川村和夫氏及び早川恵久氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2百万円と同法第425条第1項により算定される最低責任限度額とのいずれか高い額としております。両氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、両氏との間で上記と同じ内容の責任限定契約をあらためて締結する予定であります。
- (2) 独立役員の届け出について
川村和夫氏が所長を兼職している川村法律事務所及び早川恵久氏が所長を兼職している早川税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。
両氏ともに東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規定する独立役員として届け出ており、選任された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- 4 当社は社外取締役候補者を選任する際に、その独立性を確保するため、以下のとおり、「社外取締役の独立性の基準」を定めております。

(社外取締役の独立性の基準について)

《独立性判断基準》

当社は、社外取締役又は社外監査役となる者の独立性について、会社法の定める社外取締役又は社外監査役の要件並びに東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立性基準を充足することのほか、現在又は過去3年以内（又は直前3期）において、以下の要件のすべてに該当がないことをもって独立性を有するものと判断いたします。

1. 主要な取引先・関係先
 - (1) 当社及び当社グループの業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
 - (2) 当社及び当社グループを主要な取引先（※1）とする者、法人・団体である場合にはその業務執行者（※1）当社及び当社グループ各社を主要な取引先とする者で、直近3期のいずれかの決算期において、当該者の連結売上高に占める当社及び当社グループ各社宛の売上高合計の割合が20%超である取引先
 - (3) 当社及び当社グループの主要な取引先（※2）、法人・団体である場合にはその業務執行者（※2）直近3期のいずれかの決算期において、当社の連結売上高に占める当該者宛の売上高の割合が10%超である取引先
 - (4) 当社の主要な借入先（連結総資産の2%を超える額の借入先をいう）の業務執行者
2. 専門家
 - (1) 当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員（但し、補助的スタッフは除く）。
 - (2) 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム、その他の専門的アドバイザー・ファームに所属する弁護士、公認会計士又は税理士、その他のコンサルタント等（但し、(1)に該当する者及び補助的スタッフは除く）であって、当社及び当社グループから役員報酬以外に、過去3年以内に年間100万円以上の金銭、その他の財産上の利益を得ている者。
3. 寄付
当社及び当社グループから、過去3年以内において年間100万円以上の寄付等を受けている者、法人・団体である場合にはその業務執行者
4. 主要株主
 - (1) 当社の主要株主（直接・間接に10%以上の議決権を有する株主、法人・団体である場合にはその業務執行者）
 - (2) 現在又は直前3期において、主要株主又はその業務執行者であった者
5. 当社の社外取締役又は社外監査役としての在任期間が通算8年を超える者
6. 近親者 次 に該当する者の近親者（配偶者及び二親等以内の親族）又は同居者
 - (1) 上記1. ～5. に該当する者。
 - (2) 当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員、顧問、重要な使用人（マネージャー職相当以上）。
7. その他 現在又は過去3年以内において、上記1. ～6. のいずれかに該当していた者

なお、取締役会において、上記要件を満たさないにも関わらず独立性があると判断する場合には、独立性があると判断するに至った合理的な根拠を具体的に開示するものといたします。

第5号議案

監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月15日開催の第50回定時株主総会において年額400百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、監査等委員でない取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額400百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、監査等委員でない取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は5名（うち社外取締役0名）となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額40百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案

株式報酬制度に係る報酬等の額決定の件

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますが、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬について、新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入いたしたく、当該取締役の報酬等の額についてご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、ご承認をお願いしております、第5号議案「監査等委員でない取締役の報酬額決定の件」とは別枠で、新たな株式報酬を、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと思います。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議に基づく定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員でない取締役5名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、本制度の対象となる当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は5名となります。

平成25年6月21日開催の第56回定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の枠を、平成19年6月15日開催の第50回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額400百万円以内）とは別枠で、年額90百万円を上限とする旨をご承認いただいておりますが、本制度導入に伴い、当該取締役に対するストックオプション報酬枠を廃止することといたします。

2. 本制度における報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当社の監査等委員でない取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員

(3) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法とその上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に定める手続に従って決定される数のポイントが付与されます。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、監査等委員でない取締役分(社外取締役を除く。)について30,000ポイント、執行役員分について7,500ポイントをそれぞれ上限といたします。これは、現在の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。取締役等に対するポイントの付与は、平成28年3月末日で終了した事業年度に対応する分より開始いたします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(6)の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに取り締役等に対し付与されたポイントを合計した数(以下、「確定ポイント数」といいます。)で確定します。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、下記(5)により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間(下記(5)において定義します。)につきましては、取締役等への給付を行うための株式として、当面、本信託設定(平成28年8月(予定))後、遅滞なく、37,500株を上限として取得するものとします。かかる取得後も、下記(5)により追加拠出を行う場合には、本信託により株式の取得が行われることがあります。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、都度、適時適切にお知らせいたします。

(5) 信託金額(報酬等の額)

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、上記(3)及び下記(6)に従って当社株式の給付を行うために必要となるものが合理的に見込まれる数の株式を本信託が取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は上記(4)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、平成28年3月末日で終了した事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、「当初対象期間」といいます。)に対応する必要資金として、当面、150百万円(うち、監査等委員でない取締役分(社外取締役を除く。))として120百万円、執行役員分として30百万円)を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。なお、本信託設定(平成28年8月(予定))時には、上記のとおり150百万円を上限として拠出いたしますが、以後、当社は、当初対象期間内における財務状況、ポイントの付与状況、その他諸般の事情を勘案しつつ、必要に応じて、当初対象期間を対象として、300百万円(うち、監査等委員でない取締役分(社外取締役を除く。))として240百万円、執行役員分として60百万円)を上限として追加拠出を行うことができますものとします。

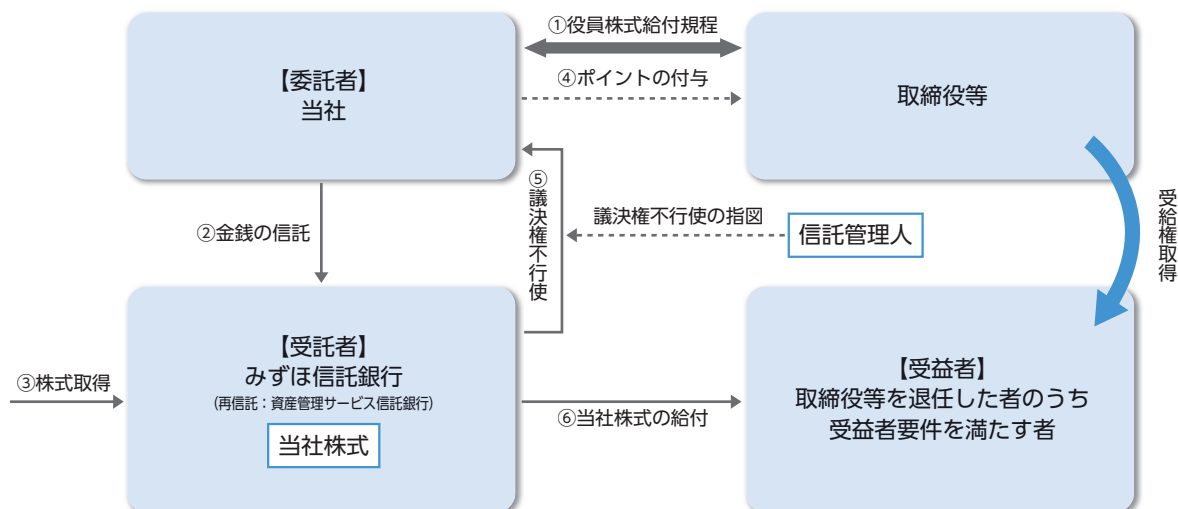
また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度(以下、「次期対象期間」といいます。)に関し、450百万円(うち、監査等委員でない取締役分(社外取締役を除く。))として360百万円、執行役員分として90百万円)を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する当社株式の給付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、450百万円(うち、監査等委員でない取締役分(社外取締役を除く。))として360百万円、執行役員分として90百万円)から残存株式等の金額(株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。)を控除した金額とします。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(6) 当社株式の給付時期

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に本信託から「確定ポイント数」に応じた数の当社株式の給付を受けることができます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案でご承認いただく枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案でご承認いただく範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様にとって重要な権利です。
是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下3つの方法がございます。



1 当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。



2 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
平成**28年6月15日(水)午後5時30分**までに到着するようご返送ください。



3 電磁的方法(インターネット)による議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、23ページに記載の「電磁的方法(インターネット)による議決権行使のご案内」をご確認の上、平成**28年6月15日(水)午後5時30分**までに議決権をご行使ください。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の方々につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使書のご記入方法 ※各議案につきまして、賛否の記入がない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使書
トラコム株式会社 御中

※本は、平成28年6月15日開催の株主総会特別決議株主総会(議決案または議案の執行)に出席する株主様へ、有価証券等(以下「表示」)のとり議決権を行使します。
平成28年6月15日

議案ごとの賛否の表示方法
○ 賛成の場合
● 賛成の場合
○ 否の場合
● 否の場合

トラコム株式会社

株主番号	議決権行使個数							個
	議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	
	○	○	○	○	○	○	○	

見本

インターネットの表面で議決権行使された場合は、インターネットも有効とします。
紙と表面の二重の印は、この用紙の存在を明らかにするため必要とさせていただきます。

トラコム株式会社

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

株主番号	議決権行使個数							個
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	
賛否表示欄	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	

【第1・2・5・6・7号議案】

- 賛成の場合 → 「**賛**」を○で囲んでください。
- 否認する場合 → 「**否**」を○で囲んでください。

【第3・4号議案】

- 全ての候補者に賛成の場合 → 「**賛**」を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合 → 「**否**」を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 → 「**賛**」を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記入してください。

■ 電磁的方法（インターネット）による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使できます。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

(3) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行株式会社 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**(平日午前9時～午後9時)

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**(平日午前9時～午後5時)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当社グループの概況

当事業年度の物流業界を取り巻く環境において、国内貨物輸送は、上半期を中心に消費関連貨物が好調に増加いたしました。公共投資の落ち込みなどを受けて建設関連貨物が減少し、全体の総貨物輸送量は引き続き低調な動きを示しました。

一方、消費者ニーズの多様化・利便性の向上などから通販市場の拡大が見られ、これらを受けた貨物の小口化・多頻度化が進み、輸配送ニーズが多様化するなど、物流構造が大きく変化してきております。

また、トラックドライバー不足が、輸送対応力の低下や人件費の上昇を招くなど、物流事業者にとっては、大変厳しい事業環境が想定される中で、成長を維持するための事業戦略、企業価値向上に向けた取り組みの重要性が一段と増してきております。

当社グループは、平成27年4月、今後5年間を見据えた中期経営計画「TRANCOM VISION 2020」を策定し、取り組みを開始いたしました。

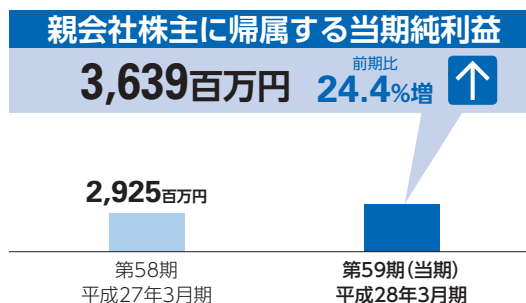
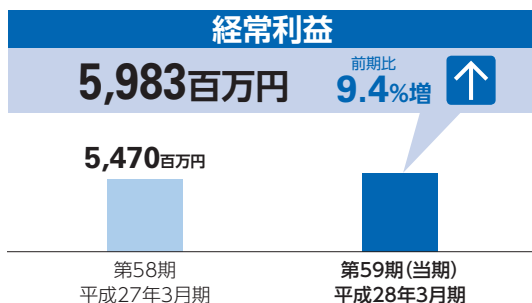
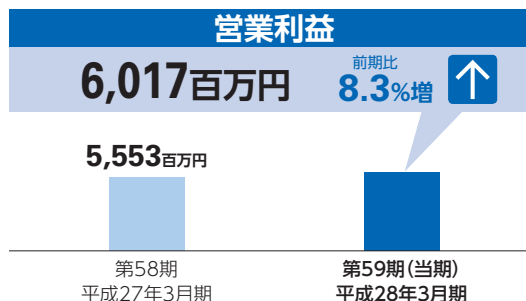
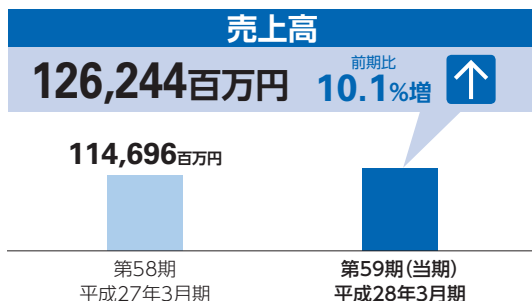
この計画では、全従業員が一丸となり、パートナー企業と力を合わせ、ICTを積極的に活用し、お客様のサプライチェーン全体をお客様とともに革新していきます。これにより、持続的な成長とともに質の高い機能を果たす、強い企業グループの確立を目指しております。

こうした状況の中、当期におきましては、「TRANCOM VISION 2020」の成長の軸である、「人材・組織の強化」、「パートナー企業との関係構築」、「ICTの積極活用」の3点を推し進めるために、集中的に経営資源を配分し、企業価値の更なる向上に取り組みました。また、各事業の「強み」への集中や、それを活かした新たな価値の創造に加え、オールトランコムによるサービスの提供に向けた取り組みを進めました。

これらの結果、当社グループの当期の売上高は、1,262億44百万円(前期比10.1%増)となりました。利益につきましては、営業利益60億17百万円(同8.3%増)、経常利益59億83百万円(同9.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、36億39百万円(同24.4%増)となりました。



■ トランコムグループの業績



■ 財産及び損益の状況

区分	第56期 平成25年3月期	第57期 平成26年3月期	第58期 平成27年3月期	第59期(当期) 平成28年3月期
売上高 (百万円)	88,202	99,515	114,696	126,244
営業利益 (百万円)	4,268	4,999	5,553	6,017
経常利益 (百万円)	4,103	4,844	5,470	5,983
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,346	2,792	2,925	3,639
1株当たり当期純利益 (円)	242.53	287.74	301.51	374.96
総資産額 (百万円)	33,412	33,471	38,642	42,113
純資産額 (百万円)	17,233	19,156	21,660	24,628
1株当たり純資産額 (円)	1,774.94	1,972.81	2,224.94	2,524.56

(注) 1 1株当たり当期純利益は期中の平均株式数に基づき算出しております。

2 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当社が導入している「株式給付信託(J-ESOP)」制度による資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式は控除して算出しております。

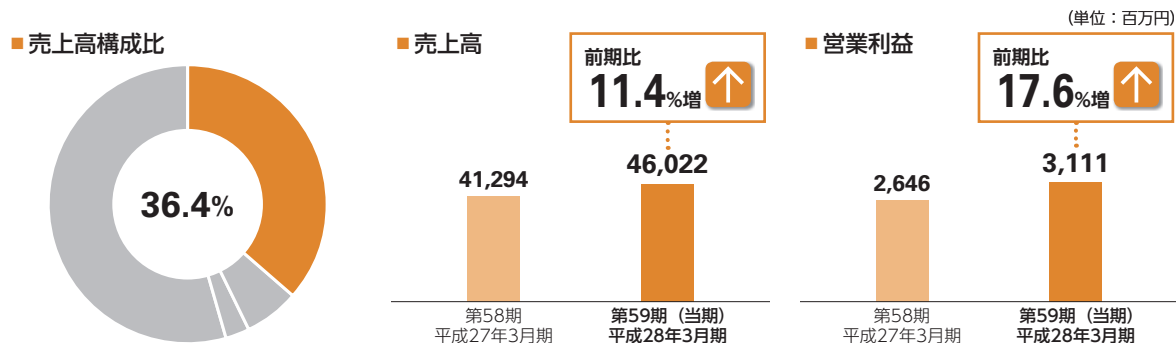
② セグメント別の概況



ロジスティクスマネジメント事業

主な事業内容

物流ネットワークの再構築、物流システムの導入、物流センター業務の一括請負、輸配送システムの最適化など、ローコスト・高品質な物流システムを一元的に運営管理する業務



当事業年度の概況

ロジスティクスマネジメント事業につきましては、お客様の物流機能への関心の高まりとニーズの多様化がますます進む中、更なる事業成長に向けて、お客様の真のニーズを捉え、そのニーズに応えるべく取り組みを推進いたしました。

具体的には、人材育成の強化、業務の標準化や高度化を目的としたシステム導入に向けた試行、安全への徹底したこだわりなど、これまでに培ってきた運営力・改善力に更に磨きをかけてまいりました。

更には、お客様に合わせたオーダーメイドの物流システムに、オールランコムの子サービスメニューを効果的に組み合わせ提案し、その多様なニーズに応えることで、新規業務の受託及び既存業務の拡大につなげました。

以上の結果、ロジスティクスマネジメント事業の売上高は、既存拠点における物量が増加したほか、新規稼働拠点の寄与などにより、460億22百万円(前期比11.4%増)となりました。

営業利益につきましては、物流業務システムの保守体制強化に伴う費用及び来期立ち上げ拠点の初期費用の計上などがありましたが、売上高の増加に伴い利益が増加したほか、各拠点における収益力の向上などにより、31億11百万円(同17.6%増)となりました。

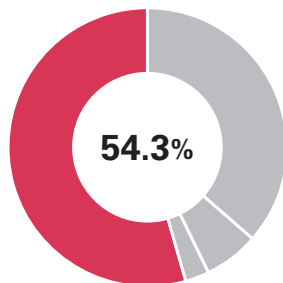


物流情報サービス事業

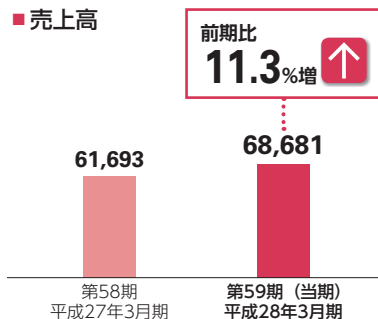
主な事業内容

全国31拠点、パートナー企業約13,000社のネットワークを活かし、空車情報と貨物情報をマッチングする業務

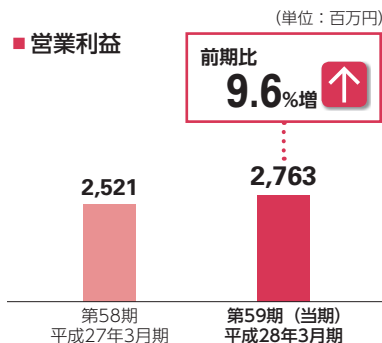
■ 売上高構成比



■ 売上高



■ 営業利益



当事業年度の概況

物流情報サービス事業につきましては、“お客様から期待される国内No.1のノンアセット輸送サービスの提供”をスローガンに、パートナー企業との強固な関係構築と、新たな輸送モードの創出による更なる事業拡大に取り組みました。

国内の荷動きが停滞する中、取り扱い貨物情報数は前期と比べ微増に留まる一方で、空車情報数は大幅に増加しました。このような状況下、貨物情報の取得に向けた営業力の強化を進めるとともに、トラックドライバーの負担を最小限に抑えた貨物情報の提供など、パートナー企業との関係強化に取り組みました。更には、蓄積された膨大なデータを瞬時に分析できるツールの機能拡充と定着により、業務の効率化や一層のお客様サービス向上を推進しました。

また、中量貨物の混載サービスや、ドレージ輸送サービスなど新たな輸送モードの確立に注力し、物流情報サービス事業の価値向上に取り組みました。

以上の結果、物流情報サービス事業の売上高は、順調に成約件数を伸ばしたことにより、686億81百万円(前期比11.3%増)となりました。

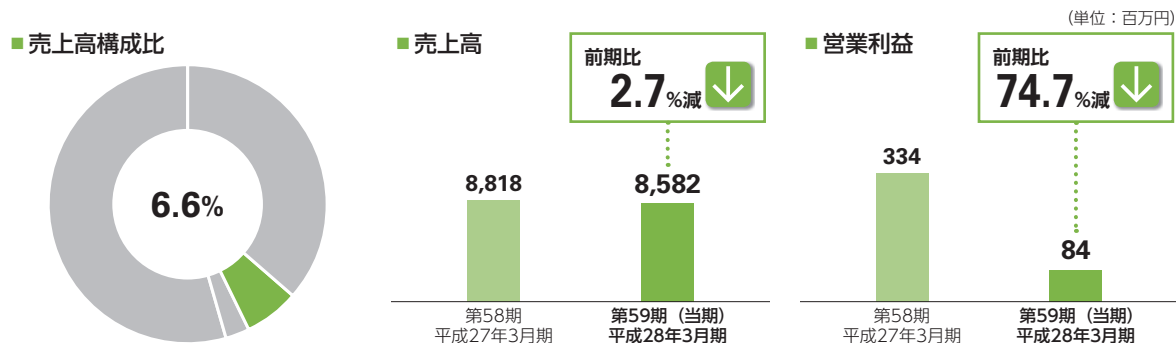
営業利益につきましては、新たな輸送モード確立に向けた初期費用の計上などはありませんでしたが、売上高の増加に伴い利益が増加したことにより、27億63百万円(同9.6%増)となりました。



インダストリアルサポート事業

主な事業内容

- 徹底した生産管理・品質管理のもと、国内・海外の製造業務を請負い運営管理する業務
- 最適な人材を提供する労働者派遣業務



当事業年度の概況

インダストリアルサポート事業につきましては、お客様の人材ニーズと就業者（派遣社員）の双方をサポートし、製造工程における業務請負・人材派遣ビジネスの地位確立を目指して、取り組みを推進いたしました。

業務の効率化と情報共有を目的に、あらゆる情報を一元管理するシステムを導入し、コールセンター機能と営業スタッフの連携を強化することで、お客様のニーズに合った就業者の確保・定着を進めました。

また、平成27年10月に、(株)スマイルスタッフとトランコムISS(株)の事業統合（新社名は、トランコムSC(株)）を行い、両者の強みを効果的に発揮できる体制を構築いたしました。

以上の結果、インダストリアルサポート事業の売上高は、国内における新規顧客の獲得や生産増加に伴う派遣社員の増員などによる増収要因はありましたが、国内・海外の一部拠点における業務撤退などの影響により、85億82百万円（前期比2.7%減）となりました。

営業利益につきましては、売上高の減少に伴い利益が減少したほか、就業者確保に向けた募集費用の増加及び事業統合による費用の計上などにより、84百万円（同74.7%減）となりました。

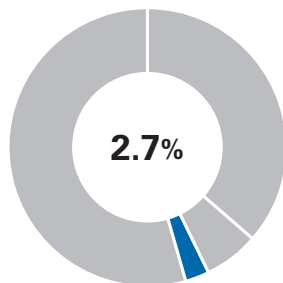


その他

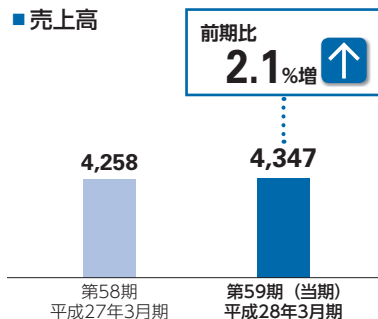
主な事業内容

- ソフトウェアの設計開発・コンサルティング、ソフトウェアパッケージの開発・販売業務
- 車両整備、メンテナンス、販売・リース、損害保険の代理店業務

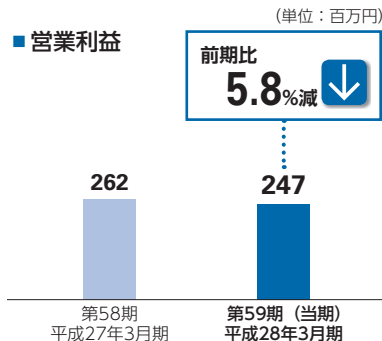
売上高構成比



売上高



営業利益



当事業年度の概況

その他事業につきましては、自動車整備事業における車両メンテナンス業務の拡大などにより、売上高は、43億47百万円(前期比2.1%増)となりました。

営業利益につきましては、システム開発事業において人件費及び外注費が増加したことなどにより、2億47百万円(同5.8%減)となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は、大きく変化し、厳しさを増していくことが想定されます。加えて、お客様のニーズも多様化してきております。

このような中、当社グループは、「わたしたちは期待される存在でありたい」という企業理念のもと、平成27年4月に5か年の中期経営計画「TRANCOM VISION 2020」を策定し、取り組みを開始いたしました。

この計画では、当社グループ全従業員が一丸となり、パートナー企業と力を合わせ、ICTを積極的に活用し、お客様のサプライチェーン全体をお客様とともに革新し、当社グループのコア事業の継続的な成長を図っていくことを基本方針としております。

そのためには、「人材育成による企業体質の強化」、「パートナー企業との関係の強化」、「ICTの積極的な活用」が重要であると捉え、この3点を成長の軸として、更なる事業拡大、企業価値の向上を推し進めてまいります。

人材育成による企業体質の強化

当社グループにおいて、最も重要な資産は人材であり、将来を担う人材の育成・確保が最重要経営課題であると認識しております。

このために、積極的な新卒採用活動を行って大幅な増員を進め、「人が人を育成するプロセスを通じてお互いが共に成長していく」というつながりを重視した人材育成の強化を進めてまいります。さらに、業務知識の習得や実務研修など社内外の研修制度の充実を図ってまいります。

これらの取り組みにより、企業文化・風土・価値観に共鳴する優秀な人材の育成・確保に努めてまいります。

パートナー企業との関係の強化

今後さらに継続的に事業を成長させていくためには、パートナー企業との連携を一層強化することが必須であり、良きパートナーシップの確立を目指してまいります。

お客様の多様化するニーズに、柔軟かつ適確に対応していくために、パートナー企業と一体となった事業運営を推進するとともに、運営ノウハウやシステム、人や車両リースなどといったサービスを適切に提供することにより、対等なパートナーとして相互成長を目指してまいります。

ICT(情報通信技術)の積極的な活用

情報化が急速に進展する中で、ICTの特長を最大限活かした事業展開こそが、競争力の強化や他社との差別化につながると確信しています。

データの取得・蓄積・連携・活用による業務の効率化・標準化から、円滑な業務プロセスを実現し、更には、事業判断・事業間連携に資すべきICTの活用を推進してまいります。

組織営業力の強化とコア事業の収益性・サービスの追求

少子高齢化の影響や通販市場の拡大など、物流業界の事業環境は大きく変化し、それに伴い、お客様のニーズも多様化しています。

お客様の継続的な全体物流コストの削減につながる提案や物流ニーズに応える物流システムの構築など、お客様の課題や要望を適確に把握し、サービス提供できる組織営業力の強化を図ります。

また、これまでに培ってきた運営力や改善力など各事業の強みを一層磨き、収益性・サービスの向上を図るとともに、オールトランコムによる事業シナジーを創出することで、他社にはない独自のサービスを提供してまいります。

海外展開

中国における物流業務を進めていく中で、海外での事業基盤の強化に注力してまいります。

また、日本で業容拡大を推進している3PL事業及び求貨求車事業など海外でのビジネスモデルづくりを見据え、現地企業との協業等も視野に検討を進めてまいります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、1,310百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、経常的な資金調達のみであり、増資や社債発行等による資金調達は行っておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成28年3月7日に、トラックのリース及び保守管理業務を行うTTS株式会社を三井物産株式会社と合併で設立(出資比率50%)いたしました。

(9) 主要な借入先(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	500
株式会社みずほ銀行	500
株式会社三菱東京UFJ銀行	200
みずほ信託銀行株式会社	200
三井住友信託銀行株式会社	100

(10) 重要な親会社及び子会社等の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
トランコムDS株式会社	94百万円	100.0%	貨物の配送業務
トランコムSC株式会社	99百万円	100.0%	生産請負業務及び労働者派遣業務
トランコムITS株式会社	90百万円	100.0%	情報システム開発業務
メカノス株式会社	35百万円	100.0%	車両の整備業務及び損害保険の代理店業務
トランコムEX東日本株式会社	30百万円	100.0%	貨物の輸配送業務及び物流センターの運営業務
トランコムMA株式会社	20百万円	100.0%	幹線輸送業務
トランコムISS株式会社	50百万円	100.0%	生産請負業務及び労働者派遣業務
TRANCOM BANGKOK CO.,LTD.	8百万タイバツ	74.2% (25.2%)	生産請負業務
特蘭科姆人才服務(天津)有限公司	38万USドル	100.0%	生産請負業務
特蘭科姆国際貨運代理(上海)有限公司	80万USドル	100.0%	生産請負業務
TRANCOM GLOBAL HOLDINGS CO.,LTD.	2百万タイバツ	49.0%	海外グループの事業統括
TRANCOM (HK) LIMITED	90万USドル	100.0%	海外フォワーディング業務

(注) 1 トランコムSC株式会社は、平成27年10月1日に、株式会社スマイルスタッフから商号を変更しております。

2 TRANCOM GLOBAL HOLDINGS CO.,LTD.は、当社の議決権比率が49.0%ではありますが、支配力基準の適用により連結子会社としております。

3 「議決権比率」欄の()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

③ 特定完全子会社に関する事項

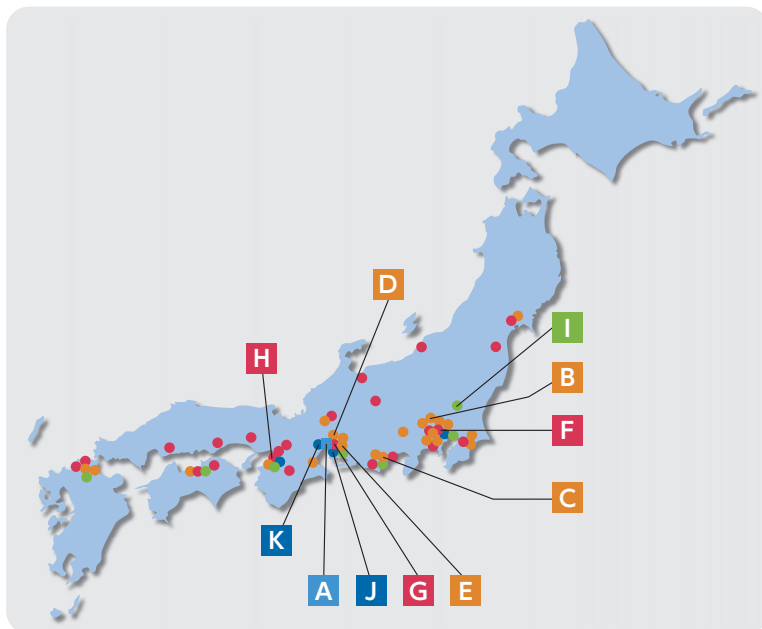
該当事項はありません。

④ 重要な関連会社の状況

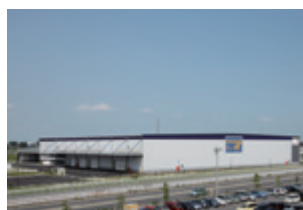
会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
広州特蘭富力運輸有限公司	5百万USドル	35.0%	貨物の輸送業務
T T S 株式会社	250百万円	50.0%	トラックのリース及び保守管理業務

(注) 平成28年4月27日に、広州特蘭富力運輸有限公司の出資持分55%を三井物産株式会社より追加取得し、連結子会社化しました。

(11) 当社グループの主要拠点等 (平成28年3月31日現在)



名称	所在地
A 本社	名古屋市東区
B 久喜ロジスティクスセンター	埼玉県久喜市
C 静岡ロジスティクスセンター	静岡県掛川市
D 小牧ロジスティクスセンター	愛知県小牧市
E 東海ロジスティクスセンター	愛知県東海市
F 東京情報センター	東京都港区
G 名古屋情報センター	名古屋市中区
H 大阪情報センター	大阪市中央区
I トランコムSC(株)宇都宮オフィス	栃木県宇都宮市
J トランコムITS(株)	名古屋市東区
K メカノス(株)	名古屋市西区



B 久喜ロジスティクスセンター



C 静岡ロジスティクスセンター



D 小牧ロジスティクスセンター



E 東海ロジスティクスセンター

(12) 従業員の状況(平成28年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

区分	当期末従業員数	前期末比増減	平均臨時従業員数
ロジスティクスマネジメント事業	1,684名	131名増	2,556名
物流情報サービス事業	501名	22名増	93名
インダストリアルサポート事業	790名	475名減	240名
その他の	270名	－	81名
全社(共通)	109名	33名増	5名
従業員数	3,354名	289名減	2,975名

- (注) 1 従業員数は、就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
- 2 平均臨時従業員数には、パートタイマー(1日8時間で換算した期中平均人数)及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 3 「その他」の区分は、各セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報システム開発事業及び自動車整備事業等であります。
- 4 全社(共通)として記載している従業員数は、本社管理部門に所属している従業員数であります。
- 5 インダストリアルサポート事業の従業員数は、一部拠点における業務撤退などにより475名減少しております。

② 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,293名	124名増	37.6歳	7.3年

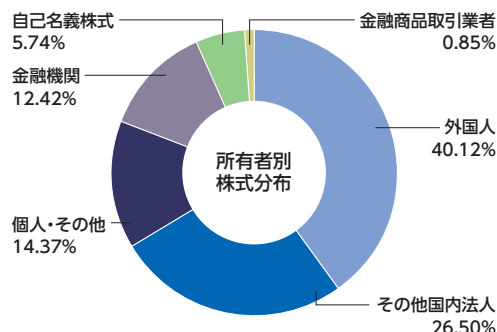
- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であります。
- 2 従業員数には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,324,150株
(うち自己株式数592,619株)
- (3) 株主数 3,679名
- (4) 単元株式数 100株

(ご参考)

■所有者別株式構成状況



(5) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ラネット株式会社	2,694	27.6
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	929	9.5
ビービーエイチ マッシュューズ ジャパン ファンド	557	5.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	440	4.5
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505224	309	3.1
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ユーエスエー)エルエルシー エスピーシーエル, フォー イーエックスシーエル, ビーイーエヌ	236	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	208	2.1
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE-HCR00	204	2.0
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	179	1.8
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	138	1.4

- (注)1 上記のほか、当社は自己株式592千株を保有しており、持株比率の算定においては、自己株式を除いて算出しております。
なお、自己株式592千株には、「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有している当社株式24千株を含んでおりません。
- 2 持株比率は、小数第二位以下を切り捨てて記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の状況(平成28年3月31日現在)

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	新株予約権の発行決議日	新株予約権の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使価額(1株当たり)	権利行使期間	保有状況及び新株予約権の数	新株予約権の目的である株式の種類及び数
トランコム株式会社第1回新株予約権	平成26年5月26日	3,403円	1円	平成26年6月10日～平成26年6月9日	当社取締役(社外取締役を除く)5名155個	当社普通株式15,500株
トランコム株式会社第2回新株予約権	平成27年4月27日	5,277円	1円	平成27年5月12日～平成27年5月11日	当社取締役(社外取締役を除く)5名103個	当社普通株式10,300株

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

名称	新株予約権の発行決議日	新株予約権の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使価額(1株当たり)	権利行使期間	保有状況及び新株予約権の数	新株予約権の目的である株式の種類及び数
トランコム株式会社第2回新株予約権	平成27年4月27日	5,277円	1円	平成27年5月12日～平成27年5月11日	当社使用人等5名12個	当社普通株式1,200株

(注) 当社グループの取締役、監査役及び使用人(顧問を含まない)のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができます。
その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	武部 宏		
代表取締役社長執行役員	清水 正久		
取締役常務執行役員	大澤 隆	事業統括	トランコムITS株式会社 代表取締役社長
取締役常務執行役員	恒川 穰	管理・システム部門担当	
取締役執行役員	神野 裕弘	ロジスティクスマネジメント第1グループ担当 兼 物流情報サービスグループ担当	
取締役	竹内 和彦		株式会社トーカン 取締役相談役
常勤監査役	長嶺 久敏		
監査役	川村 和夫		川村法律事務所 所長
監査役	早川 恵久		早川税理士事務所 所長
監査役	國常 壽夫		

- (注) 1 取締役竹内和彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役川村和夫、早川恵久、國常壽夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 監査役早川恵久氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
- 4 取締役竹内和彦氏が取締役相談役を兼職している株式会社トーカンと当社との間には物流業務委託契約に基づく取引がありますが、当事業年度において当社売上高の1%未満の取引であるため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
- 5 監査役川村和夫氏が所長を兼職している川村法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- 6 監査役早川恵久氏が所長を兼職している早川税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- 7 取締役竹内和彦、監査役川村和夫、早川恵久、國常壽夫の4氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規定する独立役員として届け出ております。
- 8 河村政彦氏は、平成27年11月20日に取締役を辞任いたしました。

(2) 当事業年度終了後の取締役の異動

氏名	異動後の会社における地位	異動前の会社における地位	異動年月日
清水 正久	代表取締役会長 CEO	代表取締役社長執行役員	平成28年4月1日
恒川 穰	代表取締役社長執行役員 COO	取締役常務執行役員	
武部 宏	取締役相談役	代表取締役会長	
大澤 隆	取締役専務執行役員	取締役常務執行役員	
神野 裕弘	取締役上席執行役員	取締役執行役員	

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては38ページに記載のとおりであります。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況
取締役	竹内 和彦	11回 ／ 12回	—	業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で議案審議等につき適宜質問、発言、提言を行っております。
監査役	川村 和夫	12回 ／ 12回	14回 ／ 14回	弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から、発言、提言を行っております。
監査役	早川 恵久	12回 ／ 12回	14回 ／ 14回	税理士としての専門的見地から、当社の管理体制の構築・維持について、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から、発言、提言を行っております。
監査役	國常 壽夫	12回 ／ 12回	14回 ／ 14回	労働基準局勤務経歴の中で培われた専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から、発言、提言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の決議回数は除いております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2百万円と同法第425条第1項により算定される最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額	摘要
取締役	8人	244百万円	
監査役	4人	22百万円	
合計	12人	267百万円	(うち社外 4人 22百万円)

- (注) 1 株主総会の決議による取締役の報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。)は、年額400百万円以内であります。
(平成19年6月15日開催の第50回定時株主総会決議)
株式報酬型ストック・オプションの新株予約権による報酬は90百万円以内であります。
(平成25年6月21日開催の第56回定時株主総会決議)
- 2 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額40百万円以内であります。
(平成19年6月15日開催の第50回定時株主総会決議)
- 3 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与支給予定額(33百万円)、ストック・オプションとして割り当てた新株予約権による報酬等の額(59百万円)を含んでおります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由)

報酬等の額については、監査役会において、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人の現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、当社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(7) 責任限定契約(会社法第427条第1項の契約)の内容の概要

該当事項はありません。

(8) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)による当社の子会社の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)に関する事項

該当事項はありません。

(9) 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議による解任を除く。)に関する事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全役職員に法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」を整備するとともに、研修等を通じ周知徹底を図っております。
- ② 社長に直属する内部監査室が、「内部監査規程」に則り、年間計画に基づいて、内部監査を実施しております。監査結果については、定期的に社長に直接報告する等、監査の実効性の強化、改善の迅速化等に努めております。また、重要事項については、担当取締役又は執行役員、並びに監査役に適宜、報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書保存規程」に基づき、適切かつ確実な作成・保存を行っております。また、必要に応じ取締役、監査役等が閲覧・謄写可能な状態で管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① グループ全体の適正な事業運営を阻害するリスク要因を事前に把握し、それを軽減する対策を講じるために、「リスク管理規程」を定めて、リスクマネジメントの充実を図っております。
- ② リスク管理体制については、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を置くとともに、その具体的な実行担当部署として、社長直属のリスク管理室を設置しております。
- ③ リスクマネジメント委員会は、複雑化するリスクに対して的確かつ迅速に対応するため、グループ横断的なリスク対策の検討等、リスクマネジメントに関する意思決定等を行っております。また、リスク管理室は、リスクの洗い出し、分析・評価を行うとともに、講じられたリスク対策の定期的なモニタリング及びリスク情報の収集・管理を行っております。
- ④ リスク管理状況については、原則毎月開催されるリスクマネジメント委員会を通じて、全社的に把握・確認され、監査役会や内部監査室との連携による監視体制の強化に繋げております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営の重要事項の意思決定機能と業務執行機能の強化と位置づけを明確にするため、執行役員制度を導入し、経営の効率化、意思決定の迅速化を行っております。
- ② 取締役及び執行役員等による経営会議において、事業計画の進捗確認を定期的に行い、また必要に応じて会議体を設置しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、経営企画グループが子会社の職務執行状況の管理を行っております。
- ② 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣し、子会社の業務の適正性を監視しております。
- ③ 子会社に対する内部監査室による監査を実施し、その結果を当社経営層及び監査役に適宜報告しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在は監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役からの要請があった場合には、必要に応じて監査役スタッフを置くこととしております。なお、人選にあたっては、常勤監査役と社長との間で協議を行い、監査役会の同意を得たうえで、決定いたします。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保いたします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の職務執行状況について報告しております。また、取締役はリスク管理に関する重要な事項等が発生した場合は直ちに監査役に報告しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、社長と定期的に会合をもち、重要課題等の情報交換を行っております。
- ② 監査役会は、監査法人と定期的に意見交換を行っております。
- ③ 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて内部監査室に調査を求めています。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンスについての取組み

「コンプライアンス規程」に則り、期初に開催するコンプライアンス委員会において、本年度の重点コンプライアンス事項を決定し、周知しております。また、新入社員研修や管理者研修等を通じて、コンプライアンス意識の浸透及び不正行為等の発生防止に努め、内部監査の実施により、その状況の把握に努めております。内部監査結果などにより、特に重要なコンプライアンス違反(又はその恐れのある事項)が発見された際には、担当取締役又は執行役員、並びに監査役に適宜、報告し、迅速な改善に努めております。

なお、当社は、「コンプライアンス規程」に定める「内部通報制度」に基づき、社内外に内部通報窓口を設置し運用することで、コンプライアンスの実効性向上を図っております。

子会社の業務遂行については、「関係会社管理規程」に則り、その経営を管理しております。また、取締役及び監査役を当社から派遣して業務の適正性を監視しているほか、内部監査室による内部監査を実施しております。

(2) 損失の危険の管理についての取組み

リスク管理室は、「リスク管理規程」に則り、毎月開催されるリスクマネジメント委員会を通じて、社長ほか経営層に対して、全社的に把握・確認したリスク情報を、その分析・評価とともに報告しております。

また、同室は、リスク情報の収集・管理のほか、講じられたリスク対策(予防措置、再発防止の徹底等)のモニタリングを行っており、監査役会や内部監査室とも連携しながら、その監視体制の強化に繋げております。これらにより当社は、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(3) 当社グループの業務の適正の確保についての取組み

当社グループでは、取締役、執行役員、常勤監査役及び主要幹部社員等が出席し討議する「事業計画ヒアリング」を年2回(上期・下期)、事業グループ及び子会社ごとに実施しております。特に、ロジスティクスマネジメントグループ、物流情報サービスグループ及びインダストリアルサポートグループの主要3事業グループについては、二次ヒアリングまで実施しております。これらを通して議論を重ね、計画内容の認識を合わせることで、その達成に向けた効果的な計画推進に努めております。さらに、その内容については、各地の拠点長クラスの幹部社員も出席する事業計画発表会により周知を図っております。

また、その進捗状況については、毎月開催される経営会議及び事業会議、その他の会議体において報告され、適正で効果的な事業運営となるよう努めております。

(4) 内部監査についての取組み

内部監査室は、内部監査計画に基づいて、子会社を含めた当社全拠点の内部監査を実施し、社長に報告しております。内部監査では、当社及び子会社における業務の適正性や法令遵守状況等の監査、財務報告に係る内部統制の有効性評価等を行っており、「内部監査規程」に則り、適切に対応しております。

また、これらの内部監査結果は、同時に常勤監査役にも報告し、情報を共有するとともに意見交換を行い、お互いの緊密な連携のもとに監査役監査・内部監査双方の実効性の向上に努めております。

(5) 取締役の職務執行の効率性の確保についての取組み

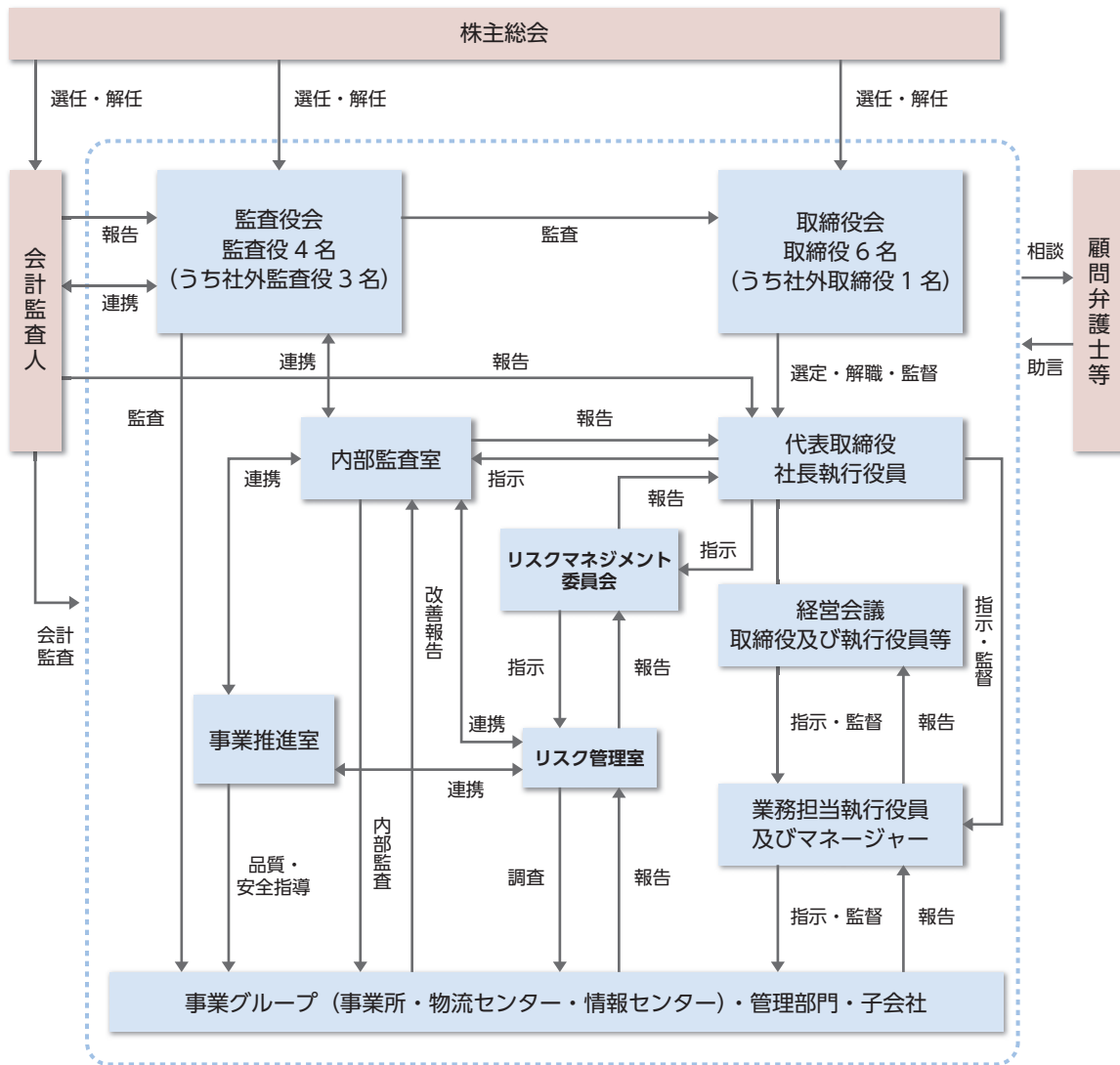
当社は、執行役員制度の導入によって、経営の重要事項の意思決定機能と業務執行機能を区分し、経営の効率化、意思決定の迅速化を図っております。原則毎月開催する経営会議には、取締役及び執行役員、幹部社員の他、社外取締役、常勤監査役も出席し、事業計画の進捗状況の確認を行っております。

(6) 監査役監査の実効性の確保についての取組み

監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は原則毎月開催している経営会議の出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。

また、常勤監査役は、社長と定期に会合をもち重要課題等の情報交換を実施しており、監査法人とも定期的な意見交換を行っております。さらに内部監査室とは、緊密な連携による監査の充実を図るなど、これらの確実な実践を通して、監査役監査の実効性の向上に努めております。

〈コーポレートガバナンス体制図〉(平成28年3月31日現在)



7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たないこと、反社会的勢力からの不当な要求や威嚇に毅然とした態度で臨んでこれに妥協しないことを基本方針とし、全ての取締役及び使用人に周知徹底しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策として位置づけており、安定的な配当水準の維持と業績の伸長に沿った適正な利益配分の継続を基本方針としております。一方で、将来にわたる財務体質の強化に備え内部留保も勘案しつつ利益配分を行い、内部留保金は事業拡大などに有効に活用する予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部				負債及び純資産の部			
科目	(ご参考)第58期 (平成27年3月31日現在)	第59期(当期) (平成28年3月31日現在)	(ご参考)増減	科目	(ご参考)第58期 (平成27年3月31日現在)	第59期(当期) (平成28年3月31日現在)	(ご参考)増減
流動資産	24,154	27,893	3,739	流動負債	14,391	14,712	321
現金及び預金	4,950	7,708	2,758	買掛金	8,372	8,960	587
受取手形及び売掛金	16,133	16,833	700	短期借入金	1,417	1,500	82
電子記録債権	2,197	2,503	305	リース債務	229	232	2
商品	17	17	△0	未払金	220	285	64
仕掛品	0	1	1	未払費用	1,227	1,211	△15
貯蔵品	16	17	0	未払法人税等	985	1,014	29
前払費用	407	423	15	未払消費税等	1,096	598	△497
繰延税金資産	244	242	△1	賞与引当金	457	493	35
その他	202	161	△40	役員賞与引当金	35	35	0
貸倒引当金	△17	△16	1	その他	349	381	32
固定資産	14,488	14,220	△268	固定負債	2,591	2,772	181
有形固定資産	8,946	8,746	△199	リース債務	1,589	1,473	△115
建物及び構築物	3,638	3,513	△124	再評価に係る繰延税金負債	12	11	△0
機械装置及び運搬具	792	788	△4	株式給付引当金	63	100	36
土地	2,701	2,701	－	厚生年金基金解散損失引当金	－	309	309
リース資産	1,511	1,363	△147	退職給付に係る負債	129	118	△10
建設仮勘定	－	63	63	資産除去債務	408	410	2
その他	301	315	14	その他	388	348	△39
無形固定資産	2,543	2,119	△423	負債合計	16,982	17,485	503
のれん	555	261	△294	株主資本	21,323	24,322	2,998
リース資産	6	17	10	資本金	1,080	1,080	－
ソフトウェア	1,691	1,554	△136	資本剰余金	1,230	1,234	4
ソフトウェア仮勘定	108	109	0	利益剰余金	19,986	22,974	2,987
その他	180	176	△4	自己株式	△973	△966	6
投資その他の資産	2,998	3,353	354	その他の包括利益累計額	265	184	△80
投資有価証券	1,146	1,403	257	その他有価証券評価差額金	87	59	△27
繰延税金資産	398	444	46	土地再評価差額金	25	26	0
差入保証金	1,304	1,370	65	為替換算調整勘定	120	77	△43
その他	186	154	△32	退職給付に係る調整累計額	31	21	△10
貸倒引当金	△37	△19	17	新株予約権	61	115	53
資産合計	38,642	42,113	3,471	非支配株主持分	9	5	△3
				純資産合計	21,660	24,628	2,967
				負債及び純資産合計	38,642	42,113	3,471

(百万円未満切り捨て)

連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	(ご参考)第58期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第59期(当期) (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	(ご参考)増減
売上高	114,696	126,244	11,548
売上原価	106,992	117,797	10,805
売上総利益	7,703	8,447	743
販売費及び一般管理費	2,150	2,430	279
営業利益	5,553	6,017	463
営業外収益	79	106	27
受取利息及び配当金	13	14	0
持分法による投資利益	15	46	30
為替差益	11	—	△11
受取補償金	—	25	25
その他	38	20	△17
営業外費用	163	139	△23
支払利息	137	125	△12
その他	25	14	△11
経常利益	5,470	5,983	513
特別利益	21	42	20
固定資産売却益	9	40	30
その他	12	1	△10
特別損失	562	507	△55
固定資産売却損	22	0	△22
固定資産廃棄損	518	38	△479
減損損失	—	136	136
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	—	309	309
その他	21	23	1
税金等調整前当期純利益	4,929	5,518	589
法人税、住民税及び事業税	2,048	1,906	△142
法人税等調整額	△48	△20	27
当期純利益	2,929	3,633	704
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	3	△5	△8
親会社株主に帰属する当期純利益	2,925	3,639	713

(百万円未満切り捨て)

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	1,080	1,230	19,986	△973	21,323
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△651		△651
親会社株主に帰属する当期純利益			3,639		3,639
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△5			△5
自己株式の処分		9		6	15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	4	2,987	6	2,998
平成28年3月31日残高	1,080	1,234	22,974	△966	24,322

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
平成27年4月1日残高	87	25	120	31	265	61	9	21,660
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△651
親会社株主に帰属する当期純利益								3,639
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△5
自己株式の処分								15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△27	0	△43	△10	△80	53	△3	△30
連結会計年度中の変動額合計	△27	0	△43	△10	△80	53	△3	2,967
平成28年3月31日残高	59	26	77	21	184	115	5	24,628

(百万円未満切り捨て)

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	(ご参考)第58期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第59期(当期) (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	(ご参考)増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,531	4,866	335
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,836	△1,287	548
財務活動によるキャッシュ・フロー	△776	△798	△22
現金及び現金同等物に係る換算差額	23	△22	△46
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,942	2,758	815
現金及び現金同等物の期首残高	3,007	4,950	1,942
現金及び現金同等物の期末残高	4,950	7,708	2,758

(百万円未満切り捨て)

貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部				負債及び純資産の部			
科目	(ご参考)第58期 (平成27年3月31日現在)	第59期(当期) (平成28年3月31日現在)	(ご参考)増減	科目	(ご参考)第58期 (平成27年3月31日現在)	第59期(当期) (平成28年3月31日現在)	(ご参考)増減
流動資産	19,635	23,963	4,327	流動負債	12,364	13,181	816
現金及び預金	2,540	5,977	3,437	買掛金	8,397	8,974	576
受取手形	851	775	△76	短期借入金	1,400	1,500	100
電子記録債権	2,197	2,503	305	1年内返済予定の長期借入金	6	—	△6
売掛金	13,211	14,041	830	リース債務	194	199	4
貯蔵品	10	11	0	未払金	164	243	78
前払費用	276	310	33	未払費用	353	417	63
繰延税金資産	171	171	△0	未払法人税等	712	842	130
短期貸付金	207	72	△134	未払消費税等	556	367	△189
未収入金	78	44	△34	前受金	212	219	6
その他	107	71	△35	預り金	50	45	△4
貸倒引当金	△17	△16	1	賞与引当金	284	322	38
				役員賞与引当金	32	33	0
				その他	—	17	17
固定資産	16,507	15,962	△545	固定負債	2,509	2,672	163
有形固定資産	8,226	7,975	△251	リース債務	1,545	1,432	△112
建物	3,381	3,286	△95	再評価に係る繰延税金負債	12	11	△0
構築物	95	80	△15	退職給付引当金	146	121	△24
機械及び装置	377	207	△170	株式給付引当金	50	78	28
車両運搬具	119	273	153	厚生年金基金解散損失引当金	—	309	309
工具、器具及び備品	284	299	15	長期預り保証金	302	312	10
土地	2,521	2,521	—	資産除去債務	375	376	1
リース資産	1,446	1,307	△138	長期未払金	78	30	△48
無形固定資産	1,881	1,753	△128	負債合計	14,874	15,854	980
借地権	178	174	△4	株主資本	21,097	23,874	2,777
ソフトウェア	1,652	1,513	△138	資本金	1,080	1,080	—
ソフトウェア仮勘定	49	51	2	資本剰余金	1,230	1,239	9
その他	0	13	12	資本準備金	1,230	1,230	—
				その他資本剰余金	—	9	9
投資その他の資産	6,399	6,233	△166	利益剰余金	19,759	22,521	2,761
投資有価証券	533	597	63	利益準備金	81	81	—
関係会社株式	4,130	3,359	△770	その他利益剰余金	19,678	22,439	2,761
出資金	5	5	—	別途積立金	15,300	17,500	2,200
長期前払費用	6	4	△2	繰越利益剰余金	4,378	4,939	561
繰延税金資産	392	779	387	自己株式	△973	△966	6
差入保証金	1,198	1,296	97	評価・換算差額等	110	81	△28
その他	163	274	110	その他有価証券評価差額金	85	55	△29
貸倒引当金	△30	△83	△53	土地再評価差額金	25	26	0
				新株予約権	61	115	53
資産合計	36,143	39,925	3,782	純資産合計	21,269	24,071	2,802
				負債及び純資産合計	36,143	39,925	3,782

(百万円未満切り捨て)

損益計算書

(単位:百万円)

科目	(ご参考)第58期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第59期(当期) (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	(ご参考)増減
売上高	94,996	106,815	11,818
売上原価	89,216	100,269	11,052
売上総利益	5,780	6,545	765
販売費及び一般管理費	1,238	1,383	145
営業利益	4,541	5,161	620
営業外収益	1,501	835	△666
受取利息及び配当金	1,477	798	△679
その他	24	37	13
営業外費用	150	207	56
支払利息	134	123	△11
貸倒引当金繰入額	－	64	64
その他	16	19	3
経常利益	5,892	5,789	△103
特別利益	13	37	23
固定資産売却益	2	35	32
投資有価証券売却益	10	1	△9
特別損失	592	372	△219
固定資産売却損	22	0	△22
固定資産廃棄損	509	29	△479
減損損失	－	27	27
関係会社株式評価損	59	－	△59
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	－	309	309
その他	0	6	5
税引前当期純利益	5,314	5,454	140
法人税、住民税及び事業税	1,656	1,628	△28
法人税等調整額	△125	△119	5
当期純利益	3,783	3,946	162

(百万円未満切り捨て)

株主資本等変動計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
平成27年4月1日残高	1,080	1,230	—	1,230	81	15,300	4,378	19,759
誤謬の訂正による累計的影響額							△533	△533
遡及処理後当期首残高	1,080	1,230	—	1,230	81	15,300	3,844	19,226
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△651	△651
別途積立金の積立						2,200	△2,200	—
当期純利益							3,946	3,946
自己株式の処分			9	9				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	9	9	—	2,200	1,094	3,294
平成28年3月31日残高	1,080	1,230	9	1,239	81	17,500	4,939	22,521

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成27年4月1日残高	△973	21,097	85	25	110	61	21,269
誤謬の訂正による累計的影響額		△533					△533
遡及処理後当期首残高	△973	20,563	85	25	110	61	20,735
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△651					△651
別途積立金の積立		—					—
当期純利益		3,946					3,946
自己株式の処分	6	15					15
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△29	0	△28	53	24
事業年度中の変動額合計	6	3,310	△29	0	△28	53	3,335
平成28年3月31日残高	△966	23,874	55	26	81	115	24,071

（百万円未満切り捨て）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

トランコム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 裕司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増見 彰 則 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トランコム株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トランコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

トランコム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 裕 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増見 彰 則 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トランコム株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

トランコム株式会社 監査役会

常勤監査役 長 嶺 久 敏 ㊟

社外監査役 川 村 和 夫 ㊟

社外監査役 早 川 恵 久 ㊟

社外監査役 國 常 壽 夫 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

開催日時 平成28年6月16日(木曜日) 午前10時
(受付開始:午前9時)

会場 名古屋市東区葵一丁目19番30号 **マザックアートプラザ 4階会議室**



交通 地下鉄 東山線「新栄町」藤が丘方面北改札出口と直結

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

トランコム株式会社
名古屋市東区葵一丁目19番30号 マザックアートプラザ15階
TEL 052-939-2011 URL <http://www.trancom.co.jp>

